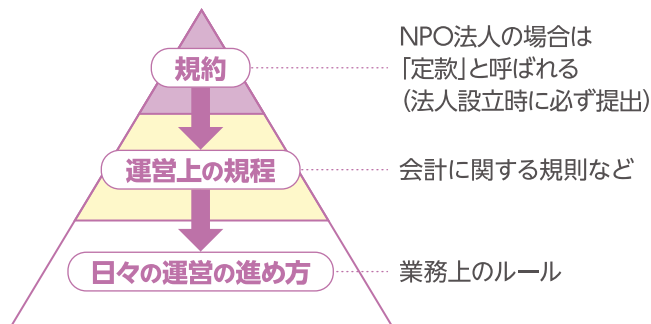


5-① 規約の作りかた

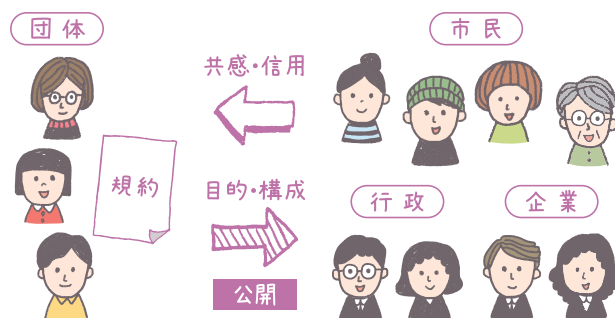
規約は団体の憲法

「規約」とは、団体の活動目的や運営についての根本的なルールを書面化したもので、団体の「憲法」ともいえます。団体のメンバーが共通意識を持ち、目的に向かって円滑に活動するために、とても重要な役割を持っています。また、日々の運営の進め方は「規約」に基づいて決定・運用されます。



規約で共感・信用を得る

団体の活動は、チラシやパンフレット、または新聞やテレビ、ネットなどで知ることができますが、団体の目的や運営の実態は外部からはなかなか見えにくいものです。「規約」を公開することで、団体の目的や運営といった組織のかたちを客観的に社会に示すとともに、市民をはじめ行政や企業などからの共感・信用を得て、パートナーをつくる機会にもなります。



規約で団体運営が円滑になる

団体の活動に参加しているのは、その目的に賛同した人々たちです。はじめは、同じ考えを持っている人たちの集まりだったとしても、メンバーが増えるにつれてさまざまな考えを持つ人が参加してくることもあります。しかし、活動にあたってはメンバーそれぞれの思いだけではなく、団体の目的達成のために行動することが求められます。そのためにも、団体の目的や活動の方向性を明確に示す「規約」を常に確認しつつ活動することが大切です。



規約の作成・運用の流れ

1 作成



団体の設立にあたり、会員全員、または中心となる会員で活動の目的、内容、今後の運営方法などを話し合い、文章化して「規約」を作成していきます。

2 決定



作成した「規約」を会員全員で確認・承認の上、決定とします。団体の設立総会を行う場合は、その機会に行うと良いです。

3 運用



「規約」をもとに、運営にあたって必要な決まりごと（規則や業務上のルール）を定め、運用します。

4 共有



新たな会員が加入した際は、「規約」に沿って団体の活動目的や内容などを説明し、共有します。

5 改定



団体に関わる人の増加、活動の拡大などの理由で「規約」を見直す必要が出てきた場合は、①と同様に話し合い、総会で改定案を協議・承認して改定します。

規約の作成ポイント

これだけは規約に入れよう!



下の①～⑧は、規約に必ず入れてほしい項目です。
右の例も参考にしながら、それぞれの団体にあった規約を作りましょう。

名称・事務所

- ① 団体の名前、事務所は必ず明記します。
事務所の所在地は、「都道府県」「市町村」まで明記します。

目的

- ② 使命(だれのために何をするのか)を明確に記述することによって、団体の存在意義を示す重要な部分です。

活動内容

- ③ 団体の目的を達成するために取り組む活動や事業を明記します。

会員

- ④ 会員の種類、会費、入会・退会方法などの規定を明確にし、入退会の事務がスムーズに進むようにします。

役員

- ⑤ 役員の種類・人数と職務内容、選任方法、任期などの規定です。役割分担と責任を明確にします。

総会・役員会 ※会議の持ち方について

- ⑥ 会議は団体の意思決定を行う場です。開催する会議の種類、定数や議決方法などについて定めます。

事業年度・委任 ※団体の運営について

- ⑦ 組織の運営に関する決まり(会計、資金、監査、規約変更、事務局の役割など)を必要に応じて定めていきます。
すべてを規約で決めてしまわず、別に規則を定めて運営を行うこともできます。

附則

- ⑧ この日付は、団体設立日(設立総会開催日)とします。

参考例

多賀城の自然を守る会 規約(一部抜粋)

(名称)

第1条 本団体は、多賀城の自然を守る会(以下「本団体」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所は、宮城県多賀城市に置く。

(目的)

第3条 本団体は、〇〇〇〇することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本団体は前条の目的を達成するために、次の活動を実施する。

- (1) 〇〇〇
- (2) 〇〇〇
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員は、本団体の目的に賛同し入会した個人・団体とする。
- (2) 賛助会員は、本団体の活動を賛助するために入会した個人・団体とする。

(役員)

第9条 本団体に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名 (2) 副代表 〇名以内 (3) 会計 1名 (4) 総務 1名 (5) 監事 1名

(総会)

第14条 本団体の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要がある時は正会員の発議により臨時に開催できるものとする。

(役員会)

第16条 役員会は監事を除く役員をもって構成する。ただし、監事は役員会に同席し、意見を述べることができる。

(事業年度)

第17条 本団体の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(委任)

第19条 この規約に定めのない事項は、役員会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和〇年〇月〇日から施行する。

多賀城市市民活動サポートセンター

たがさぽ



〒985-0873 多賀城市中央2-25-3

TEL: 022-368-7745

FAX: 022-309-3706

E-mail: tagajo@sapo-sen.jp

HP



ブログ



ツイッターもやってます!



@tagasapo